

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、杉山委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和8年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第3号、議案第8号、議案第9号及び報告第1号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書27ページを御覧ください。上段の5款1項1目労政費の2事業、280万5千円、下段に移りまして、7款1項1目商業振興費の2事業、1千780万円、次のページ、7款1項2目工業振興費の6事業、4千869万円につきましては、国の令和7年度補正予算におきまして創設された地域未来交付金の交付決定が見込まれますことから、令和8年度に予定しております事業の一部を前倒しして補正するものでございます。また、補正予算書4ページですが、第2表、繰越明許費補正の追加のとおり、全額を令和8年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。

続きまして、28ページに戻ります。7款1項7目動物園費、動物園事業特別会計繰出金2千653万9千円ですが、動物園会計における入園料の減額分を繰り出ししようとするものでございます。

続きまして、債務負担行為についてでございます。また7ページのほうに戻っていただきまして、3段目でございます。HACCP等対応施設整備事業支援補助金です。本事業は、市内の食品製造事業者の輸出拡大に向け、輸出国が求める規制に対応するために必要な施設整備や、機器導入などの経費の一部を支援するものでございます。補助対象事業者が計画的に施設整備等に着手できるよう、本年度中に補助金の交付決定を行う必要がありますことから、期間を令和8年度、限度額を5億3千480万9千円とする債務負担行為補正を行おうとするものでございます。なお、財源は全額、道補助金を活用いたします。

続きまして、議案第3号、令和7年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書41ページを御覧ください。歳入、1款1項1目入園料の2千653万9千円の減額でございますが、本年1月末現在で、対前年度比約6.6%の減となっております。年間を通じて減少する見込みでありますことから、入園料収入を減額いたしまして、6款1項1目一般会計繰入金において同額の2千653万9千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、次のページ、債務負担行為についてでございます。いずれも本年度中に契約事務を行う必要がありますことから、債務負担行為の補正を行おうとするものです。園内管理及び案内業務委託料は、期間を令和8年度から9年度、限度額を2億3千160万円、売改札・団体受付業務委託料は、期間を令和8年度から9年度、限度額を9千604万1千円、令和8年度分旭山動物園維持管理業務等委託料は、期間を令和8年度、限度額を4千377万円としております。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原観光スポーツ部長 議案第1号の令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ部所管分につきまして御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の19ページを御覧いただきたいと存じます。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、歳入、20款1項6目商工費寄附金の冬季観光滞在促進費寄附金2千339万4千円及び観光振興基金寄附金877万7千円の増額であります。これらは、いずれもふるさと納税による寄附金の増加に伴い補正しようとするものであります。その1段下、20款1項8目教育費寄附金のスポーツ振興基金寄附金667万7千円の増額につきましても、ふるさと納税等による寄附金の増加に伴い補正しようとするものであります。

次に、28ページを御覧ください。歳出、7款1項4目観光費の観光振興基金積立金3千217万1千円の増額であります。こちらは、寄附金の増額に伴うもので、歳入と同額を積み立てるため補正しようとするものであります。

次に、32ページを御覧ください。同じく歳出、10款6項1目保健体育総務費のスポーツ振興基金積立金667万7千円の増額であります。こちらも寄附金の増額に伴うもので、歳入と同額を積み立てるため補正しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。資料、ページを戻りまして4ページを御覧ください。観光スポーツ部所管分となります第2表、繰越明許費補正の表中、7款1項商工費の一番下、観光受入体制充実費につきましても、年度内に事業が完了しないため、事業費のうち871万2千円を令和8年度に繰り越すものであります。

以上が、観光スポーツ部所管の補正予算となります。よろしく御願いたします。

○林農政部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分について説明いたします。

補正予算書の27ページを御覧ください。初めに、6款1項2目農業振興費、経営体育成支援費5千698万8千円ですが、この事業は、地域の中核となる担い手農業者の経営基盤の強化を図るために必要な農業用機械、施設を導入するための費用の一部を補助する、そういったものです。財源につきましては、全額、北海道の経営体育成支援費補助金を充当いたします。

次に、農産園芸振興費、農業振興基金積立金1億2千900万円です。旭川市農業振興基金へのふるさと納税等による寄附が、当初の想定より多く寄せられたことから、歳入と同額を補正しようとするものであります。

次に、水稻防除受託作業整備費630万円です。本事業は、農業者及び地域の水稲防除受託システムを整備するために、無人ヘリコプターを導入するための費用の一部を補助するものであります。財源につきましては、全額、北海道の地域づくり総合交付金を充当いたします。

続いて、農業センター費、農業センター管理費224万3千円です。燃料費及び光熱水費について、不足分を補正しようとするものです。

次に、4ページに戻っていただきまして、第2表、繰越明許費補正になります。農業振興費、経営体育成支援費の1億3千511万6千円については、事業内容を先ほど説明いたしました、年度内の執行が困難な経営体について、令和8年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、7ページになりますが、第3表、債務負担行為補正（追加分）を御覧ください。4段目です。道営土地改良事業（忠別第3地区水利施設整備事業）地元負担金につきましては、事業開始に伴い、債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上、農政部所管に係る一般会計補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく御願

いたします。

○岡田建築部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、建築部所管分について御説明いたします。

補正予算書の7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加分）の上から5番目、市営住宅団地施設賠償責任保険料は、限度額が217万8千円、次に、同表の一番下、令和8年度分施設維持管理業務等委託料のうち、市営住宅に関わる緊急通報機器保守管理業務委託など2件の契約は、限度額が合計2千474万4千円であります。いずれも本年4月を履行開始とし、本年度中に入札手続を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上が、建築部が所管する補正予算の概要であります。よろしく願いいたします。

○富岡土木部長 第1回定例会に提出させていただきます議案第1号、令和7年度一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして、事業の主な概要を説明いたします。

一般会計補正予算書の28ページを御覧いただきたいと思っております。8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、道路橋りょう維持費6千111万2千円につきましては、物価高騰による光熱水費の上昇に伴い追加補正をしようとするものでございます。

次のページの上段、8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち、道路橋りょう整備費13億4千667万円につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、橋梁修繕及び通学路整備に係る費用を令和8年度に繰越しをして実施しようとするものでございます。残りの11万円につきましては、令和6年度に交付金等を活用した橋梁修繕工事で発生した鋼板等の売払い収益につきまして、精算後の交付金に償還が生じたため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、8款5項2目街路事業費のうち、都市計画道路整備費3億3千900万円につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、永山東光線の整備に係る調査設計及び橋梁下部工事等の費用を令和8年度に繰越しをして実施しようとするものでございます。

次に、8款5項3目緑地公園費のうち、都市計画公園整備費6万6千円につきましては、令和6年度に交付金を活用した公園遊具の更新工事で発生した金属くず等の売払い収益につきまして、精算後の交付金に償還が生じたため、追加補正をしようとするものでございます。

戻りまして、5ページになります。第2表、繰越明許費補正を御覧いただきたいと思っております。8款土木費2項道路橋りょう費、地籍調査費の2千685万2千円につきましては、国の補正予算に伴うものでございまして、令和8年度に予定をしている街区境界調査委託費の一部につきまして、繰越しをして実施しようとするものでございます。

次に、道路橋りょう整備費13億4千667万円につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、国の補正予算に伴い繰越しを実施しようとするものでございます。

次に、5項都市計画費、都市計画道路整備費3億3千900万円につきましては、これも先ほど御説明いたしましたとおり、国の補正予算に伴い繰越しを実施しようとするものでございます。

次に、都市計画公園整備費5千570万円につきましては、神楽岡公園及び神陵公園の整備工事が年度内に完了しないため、翌年度へ繰越しをして実施をするものでございます。

次に、7ページになります。第3表、債務負担行為補正を御覧いただきたいと思っております。6行目になりますが、雪堆積場解体業務委託料9千121万2千円につきましては、本年4月1日からの業務委託に係る契約につきまして、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下にございます道路側溝整備費13億円につきましては、いわゆるゼロ市でございまして、延長約5.9キロメートルの道路整備に係る予算額につきまして、工事の早期発注と施工時期の平準化を図るため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

最後に、同ページ、最下段にございます令和8年度分施設維持管理業務等委託料8億7千573万7千円のうち、土木部所管分につきましては2億5千43万7千円となっております。総合道路維持管理業務委託ほか2件の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上が、土木部所管に係る補正予算の概要となります。

続きまして、報告第1号、専決処分報告につきまして御説明をいたします。本案につきましては、道路管理の瑕疵による事故に関するものとなっております。昨年11月5日、市内東旭川町下兵村におきまして、市道を走行していた相手方の車両が路面の陥没箇所を通過した際に車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を9万4千920円と定め、1月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は30%となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〇幾原上下水道部長 令和8年第1回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる補正予算2件につきまして、御説明いたします。内容といたしましては、国の補正予算等の活用に伴います収入及び支出予算の補正に加えまして、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

まず、議案第8号、令和7年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。53ページの補正予算実施計画を御覧いただきたいと思っております。資本的収入についてでございますが、建設改良費の財源といたしまして、企業債で4億3千560万円、国庫補助金で2億841万円、工事負担金で938万円、他会計出資金で5千428万8千円を増額しようとするものでございます。

次に、資本的支出についてでございますが、建設改良費の施設整備費で7億782万円を増額しようとするもので、先ほどの資本的収入のほか、内部留保資金で財源措置するものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、54ページを御覧いただきたいと思っております。土木部所管の道路側溝整備費の執行等に関連する配水管布設工事費で、5億6千200万円の限度額を設定しようとするものでございます。

次に、議案第9号、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。56ページの実施計画を御覧いただきたいと思っております。資本的収入についてでございますが、建設改良費の財源といたしまして、企業債で6億3千250万円、国庫補助金で7億5千230万円、他町負担金で4千710万5千円を増額しようとするものでございます。

次に、資本的支出についてでございますが、建設改良費の施設整備費で15億2千460万円を増額しようとするもので、先ほどの資本的収入のほか、内部留保資金で財源措置するものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、57ページを御覧いただきたいと思っております。令和8年4月1日を履行期間の初日とする業務委託の契約事務を令和7年度中に執行するため、下水処理センター汚泥焼却設備ほか点検整備業務委託料で3億259万7千円、水緑施設管理業務委託料で3千149万3千円、下水処理センター産業廃棄物収集運搬業務委託料で438万9千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○江川委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について、地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂案)に対する市民参加手続について、使用料・手数料見直し案における旭川大雪アリーナ使用料の修正について及び第67回旭川冬まっりの開催結果についての以上4件について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 使用料、手数料の見直しに関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件であります。個別の使用料、手数料の所管部局として関係がありますので、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について、関係部局を代表しまして観光スポーツ部から御報告いたします。

経済建設常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、旭山動物園、総合体育館、忠和体育館などの使用料、土壌診断、建築許認可申請、現地目証明などの手数料があり、関係する部局は、経済部、観光スポーツ部、農政部、建築部、土木部、農業委員会事務局となります。

それでは、資料の使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等についてを御覧ください。使用料・手数料の見直し案につきましては、11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計188件の御意見をいただきました。

内容につきましては、まず、(1)の意見提出手続におきましては、87個人、3団体から92件の意見提出があり、その内訳は、1個人・団体で複数の意見があるものもあり、延べ数になりますが、料金設定に関するものが81件、算定方法に関するものが13件、施設の稼働率に関するものが12件等となっております。

次に、(2)市民説明会等につきましては、全体説明会や個別説明会、附属機関等を合計94回開催し、参加者数は549人で、96件の御意見をいただきました。その内訳は、延べ数で料金設定に関するものが31件、算定方法に関するものが16件、減免に関するものが11件等となっております。意見提出手続でいただいた御意見に対する旭川市の考え方は、別紙1のとおり整理しております。

続きまして、別紙2、使用料・手数料の見直し案(修正案)を御覧ください。こちらは、市民参加手続での御意見を考慮するなど、当初案から修正するものになりますが、本委員会では、別紙2の1枚目の旭山動物園の入園料と、2枚目の大雪アリーナの使用料が該当いたします。

後ほど、所管する経済部及び観光スポーツ部からそれぞれ御説明をさせていただきます。なお、別紙1及び別紙2につきましては、今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館等で資料の供覧を予定しております。

今回の修正案につきましては、今後、3月下旬までに、各部局におきまして附属機関等への説明、報告を必要に応じて行うこととしております。附属機関等からいただいた御意見等も考慮しながら、4月上旬に料金改定の最終案を取りまとめ、6月の第2回定例会に関連議案を提出し、10月から新料金を適用してまいりたいと考えております。

次に、地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続について、御報告いたします。

地域集会施設の活用に関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設所管部として関連がありますので、御報告させていただきます。

資料、地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続についてを御覧ください。

本件については、先ほど報告いたしました使用料、手数料の見直しと重なる内容もあることから、併せて取組を進めてきており、こちらも同様に、昨年11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計55件の御意見をいただきました。

内訳につきましては、1の意見提出手続（パブリックコメント）におきましては、10名の個人の方から10件の意見提出をいただきました。その内訳は、1個人で複数の意見があるものもあるため、延べ12件であり、地域集会施設に関しては8件、うち、施設運用が3件、料金設定が2件、地域集会施設を含めた公共施設の在り方等が3件などとなっております。

次に、2の市民説明会等を御覧ください。こちらは、先ほど御報告いたしました使用料・手数料の見直し案における市民説明会等のうち、地域集会施設に関する部分を抜き出して記載しております。（1）の開催状況につきましては、全体説明会、個別説明会、附属機関において合計38回、延べ210名の方に説明を行いました。（2）意見の状況につきましては、45件の御意見をいただき、その内訳のうち、地域集会施設に関する意見は41件であり、料金設定11件、稼働率5件などとなっております。

今回の意見提出手続と市民説明会等を受けまして、施設の運用や在り方などについていただいている御意見につきましては、今後の施設運営等に生かしてまいります。実施計画（改訂案）の内容につきましては、変更せず進めてまいりたいと考えているところでございます。なお、意見提出手続における意見と旭川市の考え方は、別紙のとおり整理しており、今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館等での資料の供覧を予定しております。

今後につきましては、附属機関での審議を経て、令和8年度に改訂版として策定する予定でございます。

次に、観光スポーツ部所管の施設であります旭川大雪アリーナ使用料の見直し案の修正案について御説明いたします。

別紙2、使用料・手数料の見直し案（修正案）の2枚目を御覧ください。

当施設の多目的アリーナの使用料につきましては、当初は「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、年間の維持管理コストの12分の1により算出した1か月当たりのコストから改定案を算出したところであります。その後、パブリックコメントや各施設で開催した個別説明会等において寄せられた御意見を考慮し、算定方法を精査した結果、夏期と冬期で施設形態が異なる多目的アリーナにおいては、維持管理コストについても夏期、冬期それぞれで算出するほうがより実態に合わせられるものと判断いたしまして、改定案を修正することといたしました。この修正により、改定案は、夏期、冬期ともに1.5倍から、夏期が1.29倍、冬期が1.3倍となったところでございます。

次に、第67回旭川冬まつりの開催結果につきまして、御報告申し上げます。

第67回旭川冬まつりは、2月6日金曜日から11日水曜日まで6日間の日程で開催いたしました。本年は、「旭川冬まつり～ロコンたちとあそぼう～」をキャッチコピーに、メイン雪像は、株式会社ポケモン様による描き下ろしポスターのビジュアルをベースに、旭川のシンボル、旭橋や大雪山、ナナカマド、川といった自然豊かな町並みをイメージした背景の中、アローラロコンとロコンが冬を楽しむ特別なデザインで制作されました。

また、過去最大級の出店数となったグルメゾーン、冬マルシェでは、多くの人でにぎわったほか、2月7日のウィンターステージでは、ももいろクローバーZの高城れにさんが出演し、会場を盛り上げたほか、開期中3回にわたり、音楽に合わせた打ち上げ花火を実施いたしました。

観客動員数は75万2千人となり、開幕初日の暴風雪が影響し、前年度比で8.6%の減と、昨年度の動員数には届きませんでした。冬まつり会場をはじめ、平和通買物公園会場でも市民や国内外の多くの観光客が来場し、旭川の冬の一大イベントを楽しんでいただけたものと考えております。物価高騰など課題もありますが、今後とも多くの来場者を楽しんでいただけるよう取り組むとともに、国内外に本市の冬の魅力を発信してまいりたいと考えております。

イベントの開催に当たりましては、経済建設常任委員会の委員各位をはじめ、陸上自衛隊第2師団、協賛企業及びボランティアの皆様など、多くの関係者に御支援、御協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

以上、概略ではございますが、冬まつりの結果を御報告申し上げます。

以上、観光スポーツ部より報告させていただきました。よろしくお願いたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○能登谷委員 今、使用料、手数料の大雪アリーナの市民意見を伺った中で、少し修正したというふうに伺いましたけど、維持管理のコストを夏期と冬期で計算し直したとかね、いろいろ伺ったんですけど、ちょっともう少し詳しく伺いたいなど。どのような団体や個人から意見があって、どんな意見があって、どこをどのように見直したのかというのをちょっと、具体的などころをもう少し示していただければありがたいです。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 まず、パブリックコメントで寄せられた、御意見を提出された団体については、旭川市のアイスホッケー連盟等でございます。見直しの内容につきましては、今まで、受益と負担の取組指針に基づきまして、年間の維持管理コストの単純な12分の1を算定基礎としてコスト算定していたところを、どうしても冬は整氷コストに係る光熱水費ですとか人件費が夏場の3倍ぐらいになるということも含めて、夏と冬のコスト、それぞれ実際にかかっているコストを分けて改めて算出したところ、結果として安くなったということもあって、こちらを採用しようかと判断したところでございます。

○能登谷委員 なるほどね。いや、それは重要なことだと思うんですね。なかなか、めったに、パブリックコメント、意見提出手続を取って見直したってあんまり聞いたことないもんだから、大事なことでないかなと思うんですね。それで聞いたんですけども。

私、1月の末に八戸のフラット八戸を視察してまいりました。1月26日に移動しましたので、大雪で、新千歳から青森に飛ぶ飛行機が欠航になり、取り直して、ようやく着いて、新青森から新幹線に乗ろうかなあとと思いながら、苦労した末、朝8時ぐらいにバスに乗って行ったんですけど、

夜8時ぐらいにようやく着いて、大変苦しい思いをしながら行ったんですけども、まあそれはいいんですが、多目的のアイスアリーナなんですよね、そこもね。民官連携、非保有方式なんですよ。それで珍しいということもあって、行かせてもらったんですけど、それは行ってよかったなあと思うんですね。通年で使用できるアイスアリーナなんです、ちょっと大雪アリーナとは違うんですけど。多目的ですので、夏も氷を張っているのですね。それで、使用したいときは、ほかのスポーツでも使えるし、イベントでも使えるんですね。バスケットやバレーでも使えると。そのときは、断熱材を敷いて、その上に床を作って、バレーボールとか、それぞれで人数が違うんですけどね、結構な人数が入る、最終的には5千ちょっと入れるのかな。5千人ぐらい入れるんですけど、常設は1千550しかないんですが、アイスホッケーで3千500、バスケットのときは5千人収容できるというもので、実際に、ここはプロのアイスホッケーチームがあるというところなんです。

そこで、言いたいのは、スケート文化が長年育まれているんですね。だから、冬の国体を何回もやっている、スケートの。ここだけじゃなくて、昨日、今日、パシュートを見た人も多いと思うんですけど、あれって400メートルですよ。400メートルで、屋内で、しかも2レーン取れているんですね、あれね。だから、屋内の施設を別に市は持っているんです。それ以外に屋外もあって、だから、国体をちよくちよくあそこでやるんですよ。だから、スピードスケートもできる、フィギュアもできる、ホッケーもできるような地域で、アイスホッケーのチームが60団体あるんですよ、市内に。22万人ぐらいの人口のまちなんですけど、だけど、冬のスポーツ、特にスケートを物すごく重視して、長年やっぱり育んできたんですよ、そういう文化があるってことで。だから、ここを官民連携でやっても、全然違和感がない。なぜかといったら、もともとアイスホッケーの団体が民間のアイスアリーナを持っていたんですよ。それが老朽化して、潰しちゃったから、次を造ろうっていうことになって、そのときに市が土地を提供して、新しく開発した駅の裏の土地が広大にあったんですね、田んぼだったところ。そこを開発して、そこを、じゃ、民間で使ってくださいよってことで、土地は、土地使用料は取らないけど、使用料はちょっと払うと。7千時間ぐらいのうちの2千500時間だから、3分の1強ぐらいを市が使わせてもらいますよと。市のときは、教育行事や何かでね、学校がちょうど当時も来ていました。2つぐらいの学校が来ていて、教えている先生方は、地元のおじいちゃん、おばあちゃんなんです。長年スケートやっているから、スケート協会とかいろんな協会があって、その人たちがボランティアで指導してくれるんですね。そういう環境がずっとあって、だから、アイスホッケー連盟が運営していた民間のアリーナがあったから、全然違和感はないんですよ。だから、全く何か営業目的で来た民間ではなくて、アイスホッケー団体がやっていたということなんです。

だから、何が言いたいかというと、結局ね、文化としてスケートをやる環境がずっとあった、文化だったり、スポーツだったりということだと思うんですけどね。その環境を育てるためにずっと尽力してきたまちなんです。だからそれだけ根づいているし。まあスキーはできないんだよね。学校でスキー行事はないんですよ。ちょうど日本海から降ってきた雪が、岩木山だったか、何だか山で大体途切れて、八戸に来る頃にはもう降っていないので、雪がほとんどないんですね。なので、スケート文化なんです。ここで言えば苦小牧とかね、帯広とか釧路みたいなどころなのかなと思うんですけど。そこにすごいスケートの文化がある、だから、文化とかスポーツの需要に配慮しながら育ててきたという歴史があるってということなんです。

だから、今回、大雪アリーナの考え直したというのはすごい重要だと思うんですけど、文化とかスポーツの需要に配慮するっていうか、そういうものを育てるっていうことがね、いろいろ必要なんじゃないのか。使用料、手数料を一律何ぼに上げてしまえということにはね、ならないんじゃないかな。そこそこの設置目的とかね、そこそこのまちのいろんな考え方とかね、あってもいいと思うので、今後、やっぱり使用料、手数料を、今回、一律にばさーってみんな上げようとしているんですけども、そういう中でもね、大雪アリーナをいろいろ考え直してそうしたっていうのは、非常に重要なことだと僕は思う。だから、何回も言うけど、もっと文化とかスポーツとか、そういうものの需要に配慮しながら育てていくっていうことも必要なんじゃないかなと思うんですけど、一律でないやり方っていうことが大事じゃないかなと思うんですけど、そこだけちょっと見解を聞いておきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 長年にわたり醸成されてきたスケート文化がある八戸ですとか、北海道で言えば、帯広、釧路、苫小牧、室蘭といったようなまちが、いわゆるスケート文化がずっと根付いたまちだというふうに思います。本市におきましては、スキーもスケートも、それぞれできる環境にはございます。ただ、私も小学生、中学生の頃、高校の頃も含めて、やはりスキー授業が中心でありました。まだ小学校の頃には、昭和50年代ぐらいだと思いますけども、各学校にスケートリンクをつくるというような文化もあったというふうに記憶しております。現在は、屋外のスケートリンクが花咲スポーツ公園の花咲スケートリンク、それから、東町小学校のスケートリンクがございますけれども、なかなか、屋外のスケートリンクというのも昨今の地球温暖化によって営業できる時間がかなり短くなってきているという状況もあります。

また、スケート人口で言いますと、やはり、トラックを走るスピードスケート、それからフィギュアスケート、それからアイスホッケーもあると思うんですけど、いずれもスケートの競技人口というのは減ってきているというのが本市においてあるというふうに思います。ただ、それをただ見ているということではなくて、少しでも競技人口を確保していく、スポーツに親しんでいただく環境をつくるということは、市として考えなければならないことだというふうに思っておりますので、改めまして、今後もスポーツに親しみやすいような環境をつくるということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 終わりますけど、僕ね、就職して一番最初に来たとき、豊岡だったので、東町小学校に近かったんです、すごく。で、スケートリンクがあるというので行って見たらね、無料で使えて、靴も貸してくれて、何ていいまちだと思って、ちょくちょく通いました、職場の近くだったんでね。そんなこともあって、すばらしいなと思ったんですけど、それはいいんですけど、今日、副市長とかいろんな人がいないからあれなんですけど、ほかの使用料、手数料を考えるとね、やっぱりいろんな濃淡があってもいいんじゃないか、一律なんかじゃなくてね、今の大雪アリーナのことみたいに、そのまちの文化とかスポーツとか、そこで団体で一生懸命努力しているとかね、いろんなことを配慮しながらやるっていうことも必要じゃないかなあと思いましたので、どっか別なところで聞きたいと思っています。

終わります。ありがとうございました。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、使用料・手数料見直し案における動物園使用料の修正について、理事者から報告願います。

○三宮経済部長 旭山動物園の入園料の修正について、御説明申し上げます。

別紙2、使用料・手数料の見直し案（修正案）の1枚目を御覧ください。

このたびのパブリックコメントでは、市民料金やパスポート料金の値上げは厳しい、近隣住民の料金を下げて、行きやすい動物園であってほしいなどの意見もあったところがございます。また、12月開催の中小企業審議会におきましても、地元の足が遠のくことのないよう、市民料金やパスポート料金への配慮を求める意見があったところです。このような意見を考慮いたしまして、市民や地域に対するさらなる配慮が必要であること、また、近年、市民やパスポート利用者の落ち込みが顕著であり、料金改定の影響を最小限に抑えるためにも、市民料金及びパスポート料金については、当初案より値下げすべきと判断に至ったところがございます。

修正内容でございますが、別紙2の1枚目の表のとおりでございますが、市民料金を当初案の900円から100円減額とした800円に、1年につきとありますが、これは年間パスポートでございまして、当初案の1千800円から200円減額した1千600円に修正したいと考えております。また、これらの料金と連動させている市民の団体料金も100円引きの700円に、科学館との共通パスポートにつきましても2千900円に修正しようとするものでございます。これによりまして、一般料金の改定率は1.4倍に対しまして、市民料金及びパスポート料金の改定率は1.14倍と、料金の値上げ幅をさらに抑制したところがございます。

なお、改定時期におきましては、当初の予定どおり2027年、令和9年の新しいシーズンが始まります4月29日から適用とさせていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市営住宅の既存団地における駐車場の使用料について、理事者から報告願います。

○岡田建築部長 市営住宅の既存団地における駐車場につきまして、このたび、使用料を徴収することとしましたので御報告いたします。

これまで、団地の新設や建て替えに伴いまして整備した駐車場につきましては、使用料を徴収してまいりましたが、既存団地における駐車場につきましては、使用料を徴収しておりませんでした。しかし、受益と負担の適正化や駐車場利用者間の公平性の観点から、一定の整備がなされている既存団地の駐車場についても使用料を徴収することとし、早ければ令和8年10月から使用料の徴収を開始する予定としております。また、その他の団地につきましても段階的に実施してまいります。

今後は、該当する団地の自治会や駐車場利用者に対しまして、丁寧な説明を行いながら進めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○能登谷委員 車の所有ってというのは、なかなか今、生活に欠かせなくなっていますので、居住と一体のものじゃないかなあと私は思っています。これは本当に受益と負担という概念で一くりにしていいのかなあという疑問は、率直に言ってあるんですね。ただ、生活保護法や何かでまだハードルが高いと。いろんな条件がないと、生活保護のときの、例えば軽自動車やなんかを所有する、または使用することについてのハードルがすごく高いですよ。だから、それとも関連することなのかなあと思いながら捉えています。

そこは今回、主に議論するところではないと思っているので、ちょっと、今日提案されている内容について幾つか聞きたいなと思うんですね。今、令和8年10月から幾つかの団地を想定しているということだったと思う、幾つかってうかね、使用料を徴収開始しようと整備しているということだったと思いますので、令和8年10月は近いですからね、これは幾つかの団地を想定して検討されているのか、お示しいただきたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長 対象団地についての御質問です。令和8年10月からということになっておりますが、現在、南町団地の駐車場につきまして、既に有料化をしている団地の駐車場と同等の整備水準にあります。この団地について、早ければ令和8年10月からの徴収を開始していきたいというふうに考えております。

○能登谷委員 名前まで聞けるとは思っていなかったんですけどね。取りあえず1つということでは想定されているということですね。

それで、現在、市営住宅の駐車場使用料を2か所ぐらい取っているということなんですけども、これはどのような内容になっているのかもお示しいただきたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 本市の市営住宅の駐車場使用料につきましては、平成25年度以降に新設や建て替えに伴い整備した駐車場からは徴収しておりまして、現在のところ、徴収している団地は、北彩都団地と第2豊岡団地の1・2号棟となっております。

○能登谷委員 それで、他都市はどうなっているのかなということで、市内には道営住宅もあるんですけども、それらはどうなっているのかもお示しいただきたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 本市が本年度に調査した結果では、有料化率が8割を超えている市は、道内16市中11市、中核市61市中57市となっております。使用料を徴収する運用が多い状況となっております。道営住宅につきましては、旭川市内にある団地につきましては、整備年度が古い一部の団地を除き有料となっております。

○能登谷委員 道内で8割有料化、中核市でも8割超えていると。道営住宅はほとんどというようなことだと思うんですね。

現在の駐車場管理の実態についてはどのようになっているのかなあということなんですけども、特に、除雪に費やすものというものが大きいんじゃないかなと思うんで、除雪の管理はどうなっているのかについて伺いたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 現在、多くの既存団地の駐車場は自治会が管理しておりまして、除雪費も含め、自治会が管理費を徴収し、除雪業者へ委託を行っております。一方、市が使用料を徴収している団地では、市が管理主体となり、その業務を自治会へ委託し、除雪費用を含む委託料を支払う仕組みとしております。

○能登谷委員 それでね、いろいろ使用料が幾らというのが定められていくと思うんですけども、

使用料の積算根拠というか、その基準とかがあるのであればお示しいただきたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長 駐車場の使用料は、国からの通達において、償却費、管理事務費、修繕費、そして地代相当額を加味した額を基準とし、近隣の駐車料金等を勘案して決定するものとされておりまして、この通達に基づいて積算をしているところでございます。

○能登谷委員 今、北彩都で月4千200円ですね。それから、第2豊岡で3千600円ですか。なので、年間でいえば結構な額になってきますよね。5万円とか4万円とかということになると思うので、今後、有料化を進めていくという団地についてはね、現状から見れば大きな負担が必要になるのではないかなあとというふうに思います。特に、先ほども言いましたけども、居住と一体のものとしてね、どうしても持たないと仕事もできないし、いろいろ通うこともできないというところに、それなりの負担になっていくということですから、現状から見れば大きな負担になると私は思うんですけども、過度な負担にならないような配慮とか、あとは住民との十分な合意形成ということを図っていかないと、なかなか難しいんじゃないかなあとと思うんですけども、令和8年10月からも1つの団地をやろうとしていますけども、それらについてはどのような対応をされるのか、伺っていきたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長 市といたしましても、新たに受益者負担を求める際には、対象となる団地の入居者の方々に対して説明するということが大変重要なことであるというふうに考えております。今後、対象団地につきましては、事前に自治会に説明をした上で、入居者説明会を複数回行うなど、丁寧な説明を行ってまいります。

○能登谷委員 質問を終わりますけども、結局、北彩都で年間5万円ぐらい、第2豊岡でも4万円ぐらいかかっている。新しいところがどこかによりますけれども、地域によってね、近隣の駐車料金とかが違いますので、それでも3万円ぐらいかかるんじゃないかなあと思われますのでね、新たな負担になると。それが、やっぱり最初にも言ったように、車の所有ってというのは生活に欠かせなくなっていて、居住と一体になっていると思いますので、一律受益と負担で本当にはかれるのかということね、ちょっと疑問があります。例えば、生活保護を取っていないながら団地に住んでいるとか、だけど、生活保護は全額でなくてね、一部働きながらという人もいらっしゃいますよね。働いているためにどうしても車が必要だという方も中にはいらっしゃいます。それらも同じ値段でいいのかわかっていうことも含めて、なかなか重い負担にならないかなあというのが気になりますのでね、今後、やっぱり十分いろんなことを考えながら、少し間がありますので、それらもぜひ考慮してもらえればなというふうに思いますので、これは指摘だけしておきたいと思います。

以上で終わります。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

○金谷委員 ちょっと気になることがあるので、何点かお聞きしたいと思います。

今、お聞きした北彩都、そして第2豊岡団地の1・2号棟を有料化、既にしてはいるよっていう話なんですけど、駐車場っていうことで関連して、ちょっと確認しておきたいんですけど、そういった旭川市内の市営住宅において、来客用駐車場っていうのかな、その考え方、実際、今、有料になっている部分についてどうなっているのかと、これから有料化していくよっていうところで、きれいに整備されていないところも含めて、考え方として、有料化を進めていこうというふうに思っているように聞こえたんですけど、その場合、その来客用駐車場の状況がどうなっているのかと、

なくなっていくんじゃないかっていうところ、ちょっとやはり止められなくて、お客さんというか、知り合いが来た場合、道路に止めるっていうのも、ちょっと今ね、いろいろ警察も回っていて止められませんのでね、その辺、お聞かせいただいてもいいですか。

○中村建築部市営住宅課長 来客者用の駐車場についての御質問ということで、まず、既に使用料を徴収している団地につきましては、一定数、来客者用駐車場が確保されております。一方で、まだ徴収の対象となっていない団地、こちらの団地は、自治会が主体的に管理を行っているという状況があります。全てを把握しているような状況ではないんですが、来客者用を確保している既存の団地もあるというふうなところではありますが、やはり団地ごとに駐車場の広さですとか、あと、実際のその利用率の違いがある中で、来客者用を確保できず、運用に苦慮しているっていうような状況も、もしかして今の御指摘であるのかなというふうに変更して認識をしたところがございます。

今後、有料化をしていく団地につきましては、そういった団地ごとの事情ですとか、これまでの経緯に配慮しながら、そういった必要な来客者用のスペースも確保できるような対応はしていきたいというふうに思っております。

○金谷委員 これで終わりますが、いや、本当にそのとおりで、整備されていない砂利みたいな、もしくは土だけみたいな駐車場っていうのは、市内市営住宅、割とそういうところが、古いところを含めてあるんですけど、おっしゃるように、自治会担当みたいな感じで、自治会関係者以外に止めてはいけませんっていうふうに貼ってあるんですよ。そうなりますとね、空いているんですよ、空いているんだけど、駄目ですみたいな、本当に困るなっていうところもあるし、これからまして有料化になるっていうことであればね、そこはきちっと自治会さんともお話ししていただいて、自治会という看板を掲げながらも来客も併用して止められるとか、何らか、市のほうで御配慮して、統一していただきたいということだけ指摘して終わります。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時56分